

公共調達に適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び住所	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	着札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 大阪西公共職業安定所電話設備更新工事 大阪市港区南市岡1-2-34 H30.2.1~H30.3.19	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.2.1	東亜通信(株) 大阪市西区西本町1-1-2-7	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,498,040	2,446,200	97.9%	-	-	-	-	
2 大阪労働局助成金センター外19件LAN配線工事 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階外 H30.2.7~H30.3.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.2.7	田中工業(株) 大阪市北区西天満5-1-5-13	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,454,840	2,078,136	84.7%	-	-	-	-	
3 あいりん総合センター(旧日雇労働者就業支援施設)空調機取替工事 大阪市西成区萩之茶屋1-3-44 H30.2.9~H30.2.28	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.2.9	(株)トラスト 岸和田市西大路町21-6	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	1,320,840	1,252,800	94.8%	-	-	-	-	
4 大阪中央労働基準監督署外3件改修工事 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10外 H30.2.9~H30.3.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.2.9	(株)安川工務店 大阪市港区波除4-3-7	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,487,240	2,309,364	92.8%	-	-	-	-	
5 大阪労働局第2庁舎9階・11階レイアウト変更工事 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階・11階 H30.2.14~H30.3.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.2.14	星光ビル管理(株)本店 営業第三部 大阪市中央区伏見町4-4-1	別紙1参照	1,928,880	1,851,336	96.0%	-	-	-	-	
6 大阪労災特別介護施設各種ポンプ取替等工事 堺市南区城山台5-2-1 H30.2.14~H30.3.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.2.14	サンテクノサービス(株) 大阪市北区南森町2-4-32	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	1,801,440	1,494,720	83.0%	-	-	-	-	
7 大阪西公共職業安定所外1件トイレ改修工事 大阪市港区南市岡1-2-34外 H30.2.16~H30.3.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.2.16	倉橋營造(株) 大阪市港区弁天4-2-16	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,110,320	2,033,640	96.4%	-	-	-	-	
8 大阪中央労働基準監督署外2件電気工事 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10外 H30.2.21~H30.3.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.2.21	大和電気工業(株) 大阪市生野区小路東4-14-26	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,447,280	2,112,987	86.3%	-	-	-	-	H30.3.23付 変更契約締結 契約金額: 1,113,490円

契約件名及び数量	大阪労働局第2庁舎9階・11階レイアウト変更工事
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局助成金センターにおいては、事務用パソコンおよび共通サーバーを増設し、助成金の支給申請受理簿等を共有することとなり、電子機器等が増設・移設されることとなったため、電源の増設工事を行う必要がある。</p> <p>大阪労働局雇用保険電子申請事務センターにおいては、平成30年4月より非常勤職員を増員することとなり、現状のレイアウトでは収容スペースが不足することから、レイアウトを変更し執務スペースを拡充する必要がある。また、電子申請事務センターにおいてはハローワークシステムが増設されることから、電源の増設工事を行う必要がある。</p> <p>上記工事を施工するにあたり、入居するビルの所有者である日本生命保険相互会社及び株式会社藤木工務店に申し出たところ、星光ビル管理株式会社本店営業第三部を施工業者として指定したことから、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	